

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道稚内市

2 構造改革特別区域の名称

国際交流特区

3 構造改革特別区域の範囲

稚内市の全域

4 構造改革特別区域の特性

[地勢など]

稚内市は、日本の最北に位置し、ロシア連邦サハリン州まで 43 km の至近にある国境の都市で、戦前は樺太との北方交通の要衝として、近年においても水産物の輸入や日ロ定期フェリーの就航など、サハリン州への日本の玄関口として、「人」や「もの」の流れが活発化しており、サハリン州のコルサコフ市、ネベリスク市、ユジノサハリンスク市とは友好都市として、幅広い分野における交流が着実に進展している。

[地域を取り巻く現状]

重要港湾である稚内港は、サハリン州との交易の拠点として、冷蔵施設、倉庫、船舶の修理など、重要な機能や役割を有しており、水産物などの輸出入は年間 133 億円で、日ロ定期フェリーは年間 4,838 人に利用されている。特にサハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業の進展により、サハリン州に最も近い稚内港の利用について、石油メジャーや世界大手運送会社の問い合わせや現地視察も増えており、これまで、石油掘削船整備や支援船の寄港も 89 回（関係者約 1,300 人）に及んでいる。

[地域の取り組み]

地元企業においては、活ガニ、玉ねぎ、ビールなどの輸出入をはじめ、サハリン州内の企業との合弁会社によるインフラ整備工事の受注や建設

機械のリース事業のほか、急速に進展するサハリン大陸棚石油・天然ガス開発関連事業の受注など、積極的に取り組んでいるところである。

また、サハリン州で生産される天然ガスはパイプラインや LNG で積み出す計画が進められているが、これらパイプラインや LNG プラント建設に係る資機材の中継、関連資材の加工のほか、パイプラインの日本の上陸拠点としての期待も寄せられている。

稚内市では、これら事業の円滑な推進を図るため、サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業を支援するサプライズベースの運営を目的とした稚内国際埠頭株式会社（三セク）を設立し、昨年は、サハリン州内へ市町村では初めてとなる稚内市の事務所を開設しながら、現地訪問者への支援や石油・天然ガス開発事業の情報収集を行っているところである。

また、稚内港においては、大型クレーンの設置、港湾用地使用料の 5 年間の免除など、必要な機能やサービスの充実を図りながら、関係者への積極的なポートセールスを進めているところである。

[政策目標、必要性]

稚内市は、ロシア連邦サハリン州と国境を接するまちとして、国際交流都市の形成をめざし、官民一体となり、友好・経済交流などあらゆる分野での積極的な取り組みを進めてきた。

サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業の進展により、「人」や「もの」の大きな流れが予想される中、稚内港はサハリン州に最も近い港として、国外港と比べて地理的な優位性は有しているが、国際貨物のより効率的な輸送経路が求められる状況において、地理的優位性だけでの貨物誘致に係る国際競争は非常に厳しいものになっている。

例えば、臨時開庁時におけるコンテナ（40 フィート）1 個の取扱総料金に約 45,000 円程度要するが、けい船使用料の減額や特例措置による臨時開庁手数料の軽減により、約 17% 程度のコストの軽減が図られる。

また、夕方に貨物船が入港した場合、荷役及び保税後、17 時までには食品検査手続し、翌日、通関、荷主引取としているケースについては、当日の荷主引取も可能となり、リードタイムの短縮につながるものである。

更にサハリン州へ輸出する貨物は、サハリン州側の通関をスムーズにするため、必要に応じてロシア側の通関業務等を行う国際物流会社の担当者による稚内港での貨物や関係書類の事前審査を要する。数次短期滞在査証発給手続の特例措置によるこれら繰り返し往来する必要のあるロシア人の入国手続の簡素化は、より効率的な貨物輸送を図るために必要な措置である。

これら特例措置と地域における各種事業の推進との一体的な取り組みによる国際物流の効率化は、稚内市がめざす国際交流都市の形成に欠かせないものである。

5 構造改革特別区域の意義

稚内市は、ロシア連邦サハリン州に最も近い都市として、活ガニをはじめとする水産物などの輸入に加え、サハリン大陸棚石油・ガス開発事業に係る資機材の中継など後方支援基地化など、サハリン州との交易の拠点として、国際交流都市の形成をめざすため、稚内国際埠頭株式会社（三セク）の設立、サハリン州内への稚内市事務所の開設など各種施策に取り組んできた。

また、今後も日ロ定期航路維持や国際フェリーターミナル整備、サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業の進展に伴い必要となる資機材等保管のための港湾用地の整備、上屋の増設、大型クレーンなど各種港湾施設使用料の減免、輸出入・港湾関連手続きのワンストップサービス導入を予定しており、「国際交流特区」との一体的な取組みは、まさに稚内市の独自性を有する先進的事業である。

これら取組みは、他国と国境を接する都市における「国際交流」のモデルとなりうるものであり、地域のみならず北海道全体の経済活性化、更には、我が国の貿易の振興に寄与するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

稚内市は、ロシア連邦サハリン州に最も近い都市として、活ガニをはじめとする水産物などの輸入に加え、サハリン大陸棚石油・ガス開発事業に係る資機材の中継など後方支援基地としての機能強化や国際フェリーターミナル整備及び日ロ定期航路の運航維持など国際交通網の充実を図りながら、当市のキャッチフレーズである「日ロ友好最先端都市」にふさわしい、サハリン州との「人」と「もの」が行き交う、海に開かれた賑わいある国際交流都市の形成をめざしている。

サハリン大陸棚石油・ガス開発事業に係る後方支援基地として、パイプラインなどの資機材中継のほか、サハリン州内のインフラ整備事業の受注、必要な重機・特殊車の輸出、増加する関係従事者の生活物資等供給など、物流の増加に対応するため、フェンス設置など港湾用地の整備、上屋の増設、大型クレーンなど各種港湾施設使用料の2/1以下の減額・免除の措置を講ずるとともにサハリン州との「旅客」や「貨物」の輸送手段である日ロ定期航路の維持、狭隘となっている国際フェリーターミナルの整備を進め、港湾機能の一層の強化、物流の効率化を計画している。

現在、「全国都市再生のための緊急措置（都市観光の推進）」において

は、国のモデル事業として、国際フェリーターミナルの整備を核とする「マリンタウンプロジェクト」や国際フェリーターミナルと連携したJR稚内駅を中心する「中心市街地活性化事業」、更には、海に面した新たな賑わいのある交流拠点づくりをめざす「シーブランド計画」により、交通結節点の整備、中心市街地の再生、地域と国内外との新たな国際交流拠点づくりにも取り組んでいるところである。

これら取組みとともに特例措置の適用による臨時開庁手数料軽減や通関体制整備、サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業に係るロシア側の通関業務等を行う国際物流会社の担当者の往来を容易にするための数次短期滞在査証発給手続の簡素化は、「人」と「もの」の流れを加速させ、船舶代理、港湾荷役など港湾関連業種や宿泊、飲食、交通などの観光関連業種の拡大、輸出入品目の拡大によるビジネスチャンス、港湾関連業種の集積を図るものであり、特にサハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業では、資機材の中継にとどまらず、稚内市での資機材の加工など新規産業の創出も期待されるものである。

稚内市がめざす「国際交流都市の形成」は、地域のみならず北海道全体の経済活性化、更には、我が国の貿易の振興に寄与するものである。

[貿易の振興に資するための地域の取組み]

これまでの主な取組み

ア．稚内市

- ・ 稚内国際埠頭株式会社（三セク）の設立〔平成 8 年 10 月〕
サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業を支援するサプライズベースの運営
- ・ サハリン州内への稚内市事務所開設〔平成 14 年 4 月〕
現地訪問者への支援や石油・天然ガス開発事業の情報収集
- ・ 大型クレーンの設置〔平成 14 年 6 月〕
- ・ 上屋の設置（2 棟）〔平成 9 年、平成 12 年〕
- ・ 照明の設置〔平成 8 年、平成 13 年〕
- ・ 港湾用地使用料の免除（5 年間）〔平成 13 年 4 月〕
- ・ けい船使用料の減免〔平成 13 年 4 月〕

イ．民間事業者

- ・ サハリン州内企業との合併会社設立〔平成 13 年 9 月〕
インフラ整備工事の受注
- ・ 建設機械リース会社設立〔平成 14 年 3 月〕
インフラ整備工事に係る建設機械のリース事業
- ・ サハリン大陸棚石油・天然ガス開発関連事業の受注
石油掘削船の整備・越冬、浚渫船の寄港など

今後の主な取組み

ア．稚内市

- ・ 国際フェリーターミナルの整備〔平成 19 年供用〕
- ・ 港湾用地の整備（地盤改良、フェンスの設置）〔平成 15、16 年〕
- ・ 上屋の増設
- ・ 大型クレーン、上屋、引船使用料の 1/2 以下の減免
- ・ 日口定期フェリーの運航支援〔～平成 16 年〕
- ・ 輸出入等関連手続のワンストップサービスの実現〔平成 15 年〕
- ・ 都市再生事業による新たな国際交流拠点づくり〔平成 18 年〕

イ．民間事業者

- ・ 国際フェリーターミナルの整備〔平成 19 年供用〕
- ・ サハリン大陸棚石油・天然ガス開発関連事業の受注
- ・ サハリン州内のインフラ整備工事の受注
- ・ 日口定期フェリーの運航維持（運航期間の拡大など）
- ・ 都市再生事業によるあらたな国際交流拠点づくり〔平成 18 年〕

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

現在、日口定期フェリーは年間 4,838 人に利用されており、貨物の輸出は重機・特殊車など 1,478 t で、外国船の入港は活ガニなど水産物の輸入を主に年間 3,878 隻、船員の上陸者数は 59,194 人に及んでいる。特にサハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業では、支援船などの寄港がこれまでに 89 回（関係者約 1,300 人）で、物資調達はこれまでに約 6 億 4 千万円となっている。

サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業の進展により、輸出については、機械類、船舶、車両、プラスチック製品等増加傾向にあり、今後も伸びが期待されるほか、開発事業関連に係る鋼管類や現地従事者への野菜や生活物資等の取扱いも見込まれる。

輸入については、活かにの輸入に加え、サハリン州の水産会社と地元水産加工業協同組合では、新たにカレイ、スケソの輸入の商談が進んでおり、市内事業者においてもビールの輸入や輸入品目の拡大が検討されており、これらの取扱いの増加が期待できる。

ロシア関係の水産物を中心とする貨物船や今後、サハリン大陸棚石油・ガス開発事業の進展により、予想される関連資機材等の貨物船の出入港が税関の臨時開庁時に見込まれる。

特別区域計画の実施により、これら物流コストの軽減やリードタイムの短縮など物流の効率化が期待され、各種事業の展開により、稚内港の輸出入額及び日口定期フェリー利用者数については、以下のとおり見込んでいる。

[稚内港の物流の現状、見込み等]

(1) 輸 出 (千円)

	平成 14 年	平成 18 年	備 考
魚介類	563,605	789,047	
繊維製品	76,503	91,803	
紙製品	89,866	116,825	
プラスチック製品	16,829	25,243	
機械類	276,551	497,791	
鉄鋼製品	4,466	7,592	
電気製品	46,735	65,429	
船 舶	109,254	196,657	
車 両	55,616	100,108	
その他(野菜等)	50,419	67,505	
合 計	1,289,844	1,958,000	

(2) 輸 入 (千円)

	平成 14 年	平成 18 年	備 考
活かに	11,019,767	12,121,743	
冷凍かに	384,689	423,157	
冷凍魚	47,816	52,597	
その他魚介類	530,387	636,464	
木 材	41,935	46,128	
その他(金属製品等)	40,460	43,911	
合 計	12,065,054	13,324,000	

[効 果]

(1) 物流コストの軽減

例) 臨時開庁時、コンテナ(40フィート)1個あたりの取扱 (円)

	現 状	特例措置等	増 減
荷役、船舶関係、船荷証券	37,550	33,630	
臨時開庁手数料	7,800	3,900	
合 計	45,350	37,530	7,820

外国船 700 t、けい船使用料は 1/2 の減額を適用。貨物運賃は除く。

(2) リードタイムの短縮

例) 水産物を積んだ貨物船が夕方に入港した場合

	現 状	特例措置等	備 考
入港時間	16:00	16:00	
荷役、保税	16:30	16:30	
食品検査	17:00 まで	17:00 まで	
通関、荷主引取	翌日	当日	

(3) 稚内港の輸出入額の推計 (百万円)

	平成 14 年	平成 17 年 (推)	備 考
輸 出	1,290	1,958	1.5 倍
輸 入	12,066	13,324	1.1 倍

(4) 日口定期フェリー利用者数の推計 (人)

	平成 14 年	平成 17 年 (推)	備 考
利用者数	4,838	8,200	1.7 倍

8 特定事業の名称

- (1) 数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業
- (2) 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業
- (3) 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 国際フェリーターミナル整備

年々増大する輸送需要に対し、平成 19 年 4 月の供用をめざし、国際フェリーターミナル整備を進め、円滑かつ効率的な交易や国際交流の促進を図る。

(2) 日口定期フェリー運航維持のための支援(補助)

日口定期フェリーは、平成 11 年から日本船による本格的な運航を行っているが、北海道と稚内市では 13 年度から 3 年間の旅客運賃補助、更に、稚内市の単独事業として、14 年度から 3 年間の運航補助を予定している。

これら運航支援を行いながら、国際航路の安定的な運航と交通基盤の維持、旅客運賃の軽減による利用促進を図る。

- (3) 港湾用地整備（地盤改良、フェンスの設置）、上屋の増設
サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業の進展に伴い、今後、需要に応じ、必要となる資機材保管のための港湾用地の整備及び上屋の増設など港湾機能の充実を図る。
- (4) 港湾使用料の減免（大型クレーン、上屋、引船）
サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業に対し、これまで、けい船使用料の減免を実施し、港湾用地使用料については5年間の免除など優遇措置を講じながらポートセールスを行ってきた。
今後、利用が予想される大型クレーン、上屋、引船など港湾施設使用料についても減免の優遇措置を検討するなど港湾サービスの充実を図る。
- (5) サハリン州との交流事業の推進
サハリン州との相互理解を深めるため、行政と民間が一体となり、市民視察団の派遣、市役所職員相互派遣、スポーツ・文化、学校間の相互交流をはじめ、研修生の受け入れ事業などあらゆる分野において、サハリン州との交流に積極的に取り組んでいるところである。
今後もこれら事業の充実を図りながら一層の相互交流の推進を図る。
- (6) 各種規制緩和の要望、提案
稚内市には植物防疫の職員が常駐しておらず、円滑な植物防疫に向けた職員の常駐、ロシア人への査証発給期間の大幅な短縮についての提案を行っている。
また、構造改革特区構想2次提案としてもロシア人通関業者に限ったビザなし渡航、ロシア税関の常駐、石油掘削船船員の船員手帳による特例上陸、就労を目的とする特定事業に従事するロシア人の在留資格の緩和、ロシア総領事館稚内出張所の開設などの提案を行っている。
今後も国際交流都市の形成をめざし、関連規制の緩和や手続きの簡素化を提案して行きたい。
- (7) 輸出入港湾関連手続のワンストップサービスの実現
国際競争力の維持・向上の観点から進められているワンストップサービスについて、平成15年度中に導入を進め、国際物流の一層の効率化を図る。

(8) サハリン天然ガスパイプラインの稚内への誘致

サハリン州で生産される天然ガスはパイプラインや LNG で積み出す計画が進められているが、これらパイプラインや LNG プラント建設に係る資機材の中継、資機材の加工のほか、パイプラインの日本の上陸拠点としての期待も寄せられている。

また、これら天然ガスの供給拠点、更には天然ガスを利用した新エネルギーの研究開発・供給拠点の形成を模索しているところである。

別紙

1 特定事業の名称

602 数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

公共性の強いプロジェクトに関連して特区内と本国を繰り返し往来する必要があるロシア人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日以降

4 特定事業の内容

数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業の特例措置の特別区域を「稚内市の全域」とする。

サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業に関連する輸出貨物については、サハリン州側の通関をスムーズにするため、稚内港での輸出貨物や関係書類の事前審査、特区内企業との商用のため、必要に応じてロシア側の通関業務等を行う国際物流会社の担当者が特区内と本国を繰り返し往来する必要がある。稚内港を利用しながら入国するロシア側の通関業務等を行う国際物流会社のロシア人担当者が稚内市長が書面で身元を保証する者が本特定事業の主体となる。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 公共性の強いプロジェクト

北海道では「日本国北海道とロシア連邦サハリン州との友好・経済協力に関する提携議定書」(平成10年11月)において、サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業に関連する事業への両地域の企業の参入を推進するための協力システムの構築が確認されており、「北海道とロシア連邦極東地域との経済協力発展プログラム」(平成14年12月)においても事業への参入促進について検討することとしている。

また、国による「日ロ行動計画」(平成15年1月)においても貿易経済分野における協力として、本事業の進展への協力が示されている。

また、本事業の進展により、新たなエネルギー供給拠点が確立されることは、我が国にとってエネルギーセキュリティの観点からも重要なことであるとともに天然ガスの利用は地球温暖化防止に大きな役割を果たすものであり、サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業は極めて公共性の強いプロジェクトである。

(2) 稚内市長が身元を保証する者

稚内市長が身元を保証する対象者については、以下の条件による者とし、身元の保証手続きを円滑に行うため、これらの対象として見込まれる者は事前に特定（登録）しながら取り進める。

〔稚内市長が身元を保証する条件〕

サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業に関連する欧米系のロシア側の通関業務等を行う国際物流会社の物流を担当するロシア人とする。

欧米系のロシア側の通関業務等を行う国際物流会社はサハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業に関連する特区内の船舶代理、港湾荷役等の事業所と取引のある会社とする。

稚内港により入国する者とする。

申請人が数次査証を使用して入国する際は、予め稚内市へ滞在日程表を届け出ることとする。

目的外での入国等が判明した場合は、査証の有効期間中に身元保証を取り消すものとする。

別紙

1 特定事業の名称

701 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の稚内港臨港地区（H7.9.26 都市計画決定）の保税地域において、時間外の臨時開庁手続きを行おうとする荷主及びその通関業務を請け負う者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日以降

4 特定事業の内容

臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業の特例措置の特別区域を「稚内市の全域」とし、特区内の「稚内港臨港地区」の保税地域において、ロシア連邦サハリン州など外国と水産物、木材、重油、野菜・果物、自動車、産業機械、工業製品、輸送用容器などの取引を行う事業所や船舶代理、港湾荷役をはじめとする港湾関連の事業所等、ロシア連邦サハリン州など外国との輸出入を行う者が本特定事業の主体となる。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 税関の執務時間外において外国貨物等の積卸し又は運搬をすることができる港湾施設

稚内港の港湾施設の主な概要は以下のとおりであり、何れも当該特例措置に併せて、輸出入貨物の国内への取引や船舶等への積込みについて、対応可能な施設である。

通関業者及び荷役業者については、平日 17 時までの営業ではあるが、事前の申し込みにより、平日 17 時以降及び土、日曜日の貨物需要に対応する体制となっている。

- ・ 大型けい船岸壁 9 バース 総延長 1,310m
- ・ ふ頭用地 末広ふ頭（11.1ha）

	天北 1 号ふ頭 (12.6 ha)
	天北 2 号ふ頭 (8.8 ha)
・ 上屋	末広上屋 1 号 (500 m ²)
	末広上屋 2 号 (600 m ²)
・ 照明施設	5 基
・ 大型クレーン	1 基 / コンテナ 30.5 t / 重量物 35.6 t

現在、稚内港は、一部にフェンスを設けたストックヤードを設置しているが、港湾施設内へのゲートは設けておらず、保安職員も常駐していない。

しかし、民間事業者においては、サハリン大陸棚石油・天然ガス開発関連事業に係る資機材の中継業務などポートセールスを行っており、今後の貨物需要に対応するため、港湾管理者（稚内市）としては、平成 15、16 年にはフェンスの設置など必要な保安体制を図る計画である。

また、IMO・SOLAS 条約改正による港湾施設保安計画に基づく保安対策の実施に向けて、関係機関と調整を進めている。

(2) 臨時開庁承認の回数が 1 年を通じて相当数あると見込まれること

これまでの稚内税関支署における臨時開庁申請は、平成 12 年 251 件、平成 13 年 366 件、平成 14 年 348 件となっている。

(3) 貿易の振興に資するための地域の取組み

これまでの主な取組み

ア．稚内市

- ・ 稚内国際埠頭株式会社（三セク）の設立〔平成 8 年 10 月〕
サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業を支援するサプライズベースの運営
- ・ サハリン州内への稚内市事務所開設〔平成 14 年 4 月〕
現地訪問者への支援や石油・天然ガス開発事業の情報収集
- ・ 大型クレーンの設置〔平成 14 年 6 月〕
- ・ 上屋の設置（2 棟）〔平成 9 年、平成 12 年〕
- ・ 照明の設置〔平成 8 年、平成 13 年〕
- ・ 港湾用地使用料の免除（5 年間）〔平成 13 年 4 月〕
- ・ けい船使用料の減免〔平成 13 年 4 月〕

イ．民間事業者

- ・ サハリン州内企業との合併会社設立〔平成 13 年 9 月〕
インフラ整備工事の受注

- ・ 建設機械リース会社設立〔平成 14 年 3 月〕
 インフラ整備工事に係る建設機械のリース事業
- ・ サハリン大陸棚石油・天然ガス開発関連事業の受注
 石油掘削船の整備・越冬、浚渫船の寄港など

今後の主な取組み

ア．稚内市

- ・ 国際フェリーターミナルの整備〔平成 19 年供用〕
- ・ 港湾用地の整備（地盤改良、フェンスの設置）〔平成 15、16 年〕
- ・ 上屋の増設
- ・ 大型クレーン、上屋、引船使用料の 1/2 以下の減免
- ・ 日口定期フェリーの運航支援〔～平成 16 年〕
- ・ 輸出入等関連手続のワンストップサービスの実現〔平成 15 年〕
- ・ 都市再生事業による新たな国際交流拠点づくり〔平成 18 年〕

イ．民間事業者

- ・ 国際フェリーターミナルの整備〔平成 19 年供用〕
- ・ サハリン大陸棚石油・天然ガス開発関連事業の受注
- ・ サハリン州内のインフラ整備工事の受注
- ・ 日口定期フェリーの運航維持（運航期間の拡大など）
- ・ 都市再生事業によるあらたな国際交流拠点づくり〔平成 18 年〕

4 - 2 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>
意見を聞いた日時	平成 15 年 3 月 26 日 15:00
意見を聞いた方法	平成 15 年 3 月 26 日 15:00 に会社を訪問し、直接、意見を聴いた。
意見の概要	<p>1. [Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>2. [Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>3. サハリン州ではハム肉類、新鮮なフルーツ、野菜の需要があり、植物防疫の職員の常駐が可能であれば、輸出したい。</p> <p>4. 臨時開庁手数料の軽減、通関体制の整備について、ぜひ、お願いしたい。</p>
意見に対する対応	1. 植物防疫職員の常駐について、国に要望しているところである。

4 - 3 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>
意見を聞いた日時	平成 15 年 3 月 26 日 16:30
意見を聞いた方法	平成 15 年 3 月 26 日 16:30 に会社を訪問し、直接、意見を聴いた。
意見の概要	<p>1. [Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>2. 植物防疫職員の常駐により、野菜や腐りやすいイチゴなどの果物の輸出が可能であり、北海道産のものを輸出したい。</p> <p>3. 未広の公共上屋 2 号について、保税蔵置所の指定をお願いしたい。</p> <p>4. 臨時開庁手数料の軽減、通関体制の整備について、ぜひ、お願いしたい。</p>
意見に対する対応	<p>1. 日口定期フェリーについては、通年運航を要請している。</p> <p>2. 植物防疫職員の常駐について、国に要望しているところである。</p> <p>3. 保税蔵置所については、代理店と打ち合わせし、手続きを進めたい。</p>

4 - 5 法第 4 条第 3 項の規定により聴いた意見の概要

対象者	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>
意見を聞いた日時	平成 15 年 4 月 2 日 16:00
意見を聞いた方法	平成 15 年 4 月 2 日 16:00 に会社を訪問し、直接、意見を聴いた。
意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日口定期フェリーについて、15 年は土曜日に数回の運航を予定しており、税関へ相談するところである。時化により、船が遅れ、午後 5 時を過ぎたケースがあった。 2. 現在、フェリーは 1 往復ずつだが、サハプロの動きによっては、複数運航も考えなければならない。 3. 日本製重機の需要があり、重機の輸出が増えている。 今後、部品や燃料も増えるだろう。動きとしては、10 月～11 月にサハリン州へ輸出され、12 月～2 月にメンテ、試運転、3 月からの工事で利用している。 定期フェリーの運航期間の拡大も必要と考えている。 4. フェリーが運休する冬季におけるチャーター船にとっては、24 時間体制は便利である。
意見に対する対応	

別紙

1 特定事業の名称

702 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の稚内港臨港地区（H7.9.26 都市計画決定）の保税地域において、時間外の臨時開庁手続きを行おうとする荷主及びその通関業務を請け負う者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日以降

4 特定事業の内容

税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業の特例措置の特別区域を「稚内市の全域」とし、特区内の「稚内港臨港地区」の保税地域において、ロシア連邦サハリン州など外国と水産物、木材、重油、野菜・果物、自動車、産業機械、工業製品、輸送用容器などの取引を行う事業所や船舶代理、港湾荷役をはじめとする港湾関連の事業所等、ロシア連邦サハリン州など外国との輸出入を行う者が本特定事業の主体となる。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 平成14年の臨時開庁の状況

曜日別取扱い (件数)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
申請件数	79	86	58	57	68	0	0

時間帯別取扱い (件数)

	17:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	19:00 ~ 20:00	20:00 ~ 21:00	21:00 ~ 22:00	22:00 ~ 23:00
申請件数	205	112	24	5	1	1

、 は、通関業者 [redacted] による。取扱は主に水産物の輸入である。

(2) 臨時開庁を希望する時間帯等

サハリン大陸棚石油・ガス開発事業において、昨年、日本企業によるパイプライン施工の落札や掘削施設の厚板の受注、北海道の企業が関連事業であるホルムスク港の浚渫工事を受注している。稚内港においても地元民間事業者のポートセールス等により、石油掘削船の整備及び越冬、ホルムスク港の浚渫船が寄港するなどしており、今後も積極的なポートセールスを計画している。

また、急速に進むサハリン州内のインフラ整備事業の受注やインフラ整備工事に必要な重機・特殊車の需要増加に対応し、稚内港からの輸出台数も増加傾向である。

更に、サハリン州に居住する関係従事者の増加も著しく、生活物資等の需要も見込まれる中、地元事業者においては、年間約1千tの玉ねぎの輸出などを行っている。

稚内港を取り巻く物流の大きな流れや官民一体となった貿易の振興により、貨物の輸出入の増加が見込まれることから、当該特例措置による平日の午後7時までの臨時開庁について要望する。

なお、税関職員の常駐を希望する時間帯の詳細については、財務省と別途協議することとしたい。

(貨物の輸出入等の状況)

ア．輸出輸入実績 (単位：百万円)

	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
輸出額	626	718	752	1,125	1,103	1,369	1,290
輸入額	11,623	15,702	10,905	11,368	12,073	17,675	12,066

イ．貨物輸出入実績(定期航路) (トン)

	11年	12年	13年	14年
貨物	282.7	458.5	1,075.2	1,478.2

ウ．車両輸出台数実績（定期航路） （台）

	13年	14年	増減
乗用車	8	22	14
バス・トラック	11	34	23
重機・特殊車	41	56	15
計	60	112	52

エ．サハリン-2プロジェクトによる労働力需要予測

	14年末	15年末
労働者	8,000人	17,000人

（サハリンエナジー社）

オ．サハリン州在留欧米系サハプロ従事者

	13年末	14年末
従事者	2,500人	3,500人

（北海道経済連合会）

4 - 2 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>
意見を聞いた日時	平成 15 年 3 月 26 日 15:00
意見を聞いた方法	平成 15 年 3 月 26 日 15:00 に会社を訪問し、直接、意見を聴いた。
意見の概要	<p>1. [Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>2. [Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>3. サハリン州ではハム肉類、新鮮なフルーツ、野菜の需要があり、植物防疫の職員の常駐が可能であれば、輸出したい。</p> <p>4. 臨時開庁手数料の軽減、通関体制の整備について、ぜひ、お願いしたい。</p>
意見に対する対応	1. 植物防疫職員の常駐について、国に要望しているところである。

4 - 3 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>
意見を聞いた日時	平成 15 年 3 月 26 日 16:30
意見を聞いた方法	平成 15 年 3 月 26 日 16:30 に会社を訪問し、直接、意見を聴いた。
意見の概要	<p>1. [Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>2. 植物防疫職員の常駐により、野菜や腐りやすいイチゴなどの果物の輸出が可能であり、北海道産のものを輸出したい。</p> <p>3. 未広の公共上屋 2 号について、保税蔵置所の指定をお願いしたい。</p> <p>4. 臨時開庁手数料の軽減、通関体制の整備について、ぜひ、お願いしたい。</p>
意見に対する対応	<p>1. 日口定期フェリーについては、通年運航を要請している。</p> <p>2. 植物防疫職員の常駐について、国に要望しているところである。</p> <p>3. 保税蔵置所については、代理店と打ち合わせし、手続きを進めたい。</p>

4 - 5 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>
意見を聞いた日時	平成 15 年 4 月 2 日 16:00
意見を聞いた方法	平成 15 年 4 月 2 日 16:00 に会社を訪問し、直接、意見を聴いた。
意見の概要	<p>1. 日口定期フェリーについて、15 年は土曜日に数回の運航を予定しており、税関へ相談するところである。時化により、船が遅れ、午後 5 時を過ぎたケースがあった。</p> <p>2. 現在、フェリーは 1 往復ずつだが、サハプロの動きによっては、複数運航も考えなければならない。</p> <p>4. 日本製重機の需要があり、重機の輸出が増えている。 今後、部品や燃料も増えるだろう。動きとしては、10 月～11 月にサハリン州へ輸出され、12 月～2 月にメンテ、試運転、3 月からの工事で利用している。 定期フェリーの運航期間の拡大も必要と考えている。</p> <p>4. フェリーが運休する冬季におけるチャーター船にとっては、24 時間体制は便利である。</p>
意見に対する対応	

1 - 1 構造改革特別区域

国際交流特区

特区の範囲～稚内市



構造改革特別区域計画の工程表（説明）

税関の執務時間外における通関体制の整備及び臨時開庁手数料の軽減に係る特例措置については、平成 15 年 5 月の認定後に適用を開始しているが、数次短期滞在査証発給手続の簡素化については、平成 15 年 10 月の申請後、認定を受けた日以降の適用開始を計画している。

これまでの実績やサハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業の進展などから、適用後、関連事業所による事実行為が始まるものと見込んでいる。

1. 国際フェリーターミナル整備

年々増大する輸送需要に対し、平成 19 年 4 月の供用をめざし、国際フェリーターミナル整備を進め、円滑かつ効率的な交易や国際交流の促進を図る。

2. 日口定期フェリー運航維持のための支援（補助）

日口定期フェリーは、平成 11 年から日本船による本格的な運航を行っているが、北海道と稚内市では 13 年度から 3 年間の旅客運賃補助、更に、稚内市の単独事業として、14 年度から 3 年間の運航補助を予定している。

これら運航支援を行いながら、国際航路の安定的な運航と交通基盤の維持、旅客運賃の軽減による利用促進を図る。

3. 港湾用地整備（地盤改良、フェンスの設置）、上屋の増設

サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業の進展に伴い、今後、需要に応じ、必要となる資機材保管のための港湾用地の整備及び上屋の増設など港湾機能の充実を図る。

4. 港湾使用料の減免（大型クレーン、上屋、引船）

サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業に対し、これまで、けい船使用料の減免を実施し、港湾用地使用料については 5 年間の免除など優遇措置を講じながらポートセールスを行ってきた。

今後、利用が予想される大型クレーン、上屋、引船など港湾施設使用料についても減免の優遇措置を検討するなど港湾サービスの充実を図る。

5. サハリン州との交流事業の推進

サハリン州との相互理解を深めるため、行政と民間が一体となり、市民視察団の派遣、市役所職員相互派遣、スポーツ・文化、学校間の相互交流をはじめ、研修生の受け入れ事業などあらゆる分野において、サハリン州との交流に積極的に取り組んでいるところである。

今後これら事業の充実を図りながら一層の相互交流の推進を図る。

6. 各種規制緩和の要望、提案

稚内市には植物防疫の職員が常駐しておらず、円滑な植物防疫に向けた職員の常駐、ロシア人への査証発給期間の大幅な短縮についての提案を行っている。

また、構造改革特区構想 2 次提案としてもロシア人通関業者に限ったビザなし渡航、ロシア税関の常駐、石油掘削船船員の船員手帳による特例上陸、就労を目的とする特定事業に従事するロシア人の在留資格の緩和、ロシア総領事館稚内出張所の開設などの提案を行っている。

今後国際交流都市の形成をめざし、関連規制の緩和や手続きの簡素化を提案して行きたい。

7. 輸出入港湾関連手続のワンストップサービスの実現

国際競争力の維持・向上の観点から進められているワンストップサービスについて、平成 15 年度中に導入を進め、国際物流の一層の効率化を図る。

8. サハリン天然ガスパイプラインの稚内への誘致

サハリン州で生産される天然ガスはパイプラインや LNG で積み出す計画が進められているが、これらパイプラインや LNG プラント建設に係る資機材の中継、資機材の加工のほか、パイプラインの日本の上陸拠点としての期待も寄せられている。

また、これら天然ガスの供給拠点、更には天然ガスを利用した新エネルギーの研究開発・供給拠点の形成を模索しているところである。

今後の国際フェリーターミナル整備や日ロ定期フェリー運航維持のための補助、サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業の進展に伴い必要となる資機材等保管のための港湾用地の整備、上屋の増設、クレーンなど各種港湾施設使用料の減免、輸出入・港湾関連手続のワンストップサービスの導入と「国際交流特区」による数次短期滞在査証発給手続の簡素化や臨時開庁手数料軽減及び通関体制整備の一体的な取組みによる物流の効率化は、「人」と「もの」の流れを加速させるものである。

「人」と「もの」の大きな流れは、船舶代理、港湾荷役など港湾関連業種や宿泊、飲食、交通などの観光関連業種の拡大、輸出入品目の拡大によるビジネスチャンス、港湾関連業種の集積のほか、特にサハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業では、資機材の中継にとどまらず、稚内市での資機材の加工など新規産業の創出も期待され、稚内市がめざす「国際交流都市の形成」が実現とともに、地域のみならず北海道全体の経済活性化、更には、我が国の貿易の振興に寄与するものである。